

情報

所得の低い年金受給者への上乗せ制度
年金生活者支援給付金の手続きをお忘れなく！

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げに伴い、年金を含めても所得が低い人の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。

対象者 ① 老齢基礎年金を受給している人

(以下のすべてを満たしていること)

- ・ 65 歳以上であること
- ・ 前年の公的年金額とその他の所得の合計が約 88 万円以下であること
- ・ 同一世帯の全員が市民税非課税であること

② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

- ・ 前年の所得が約 462 万円以下であること

手続き

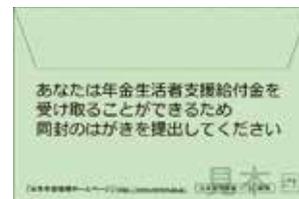
□ 2019 年 4 月 1 日以前から年金を受給している人

日本年金機構が判定を行い、支給要件を満たしている方には、9 月上旬から右の写真の封筒が送付されています。同封されているハガキ請求書をお持ちの方は**速やかな**手続きをお願いします。

※ 2019 年 12 月 27 日(必着)までに請求された場合は、10 月分から受給できますが、2020 年 1 月以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からお支払いとなります。

※ 年度途中に世帯状況や税申告内容を変更し、要件を満たした場合は個別に請求手続きが必要です。

□ 2019 年 4 月 2 日以降に年金受給を開始した人
年金裁定請求手続きの際に、合わせて給付金の請求書も提出してください。



☎ 給付金専用ダイヤル ☎ 0570・05・4092
三島年金事務所 ☎ 973・1166
保険年金課国民年金係 ☎ 983・2606

情報

給与支払報告書提出義務者（個人事業主、法人など）の皆さんへ
令和 2 年度(令和元年分) 給与支払報告書の提出について

給与支払報告書にはマイナンバー（個人番号）を記入することが義務付けられています。総括表および個人別明細書の両方に記入してください。中途退職などでマイナンバーを取得していない場合は、明細書の「摘要欄」にその旨を記載してください。

■ 提出時の本人確認について

個人事業主の場合は提出時①、②のいずれかが必要 ※ 代理人が提出する場合は事前にお問合せください。

- ① マイナンバーカード
- ② 通知カード（またはマイナンバー入り住民票）と運転免許証などの身分証明書の 2 点

窓口に持参 ①②いずれかを提示

郵送 ①②いずれかの写しを添付

eTAX など電子申請 本人確認不要

提出期限 令和 2 年 1 月 31 日(金) ※ なるべく 1 月 17 日(金)までの提出にご協力ください。

■ 特別徴収について

給与と所得者に係る市・県民税の納付は原則として特別徴収（給与からの天引き）です。次に該当しない人は、「個人別明細書」の摘要欄に「普通徴収」と記載がある場合でも、市・県民税は特別徴収となります。
▶ 受給者総人員数（専従者・乙欄・退職者を除いた合計）が 2 人以下 ▶ 他の事業所で特別徴収されることになっている乙欄該当者 ▶ 給与支払報告書（個人別明細書）記載の支払金額が 96 万 5,000 円以下 ▶ 給与からの毎月の天引きが出来ない（給与の支払が毎月ではない・毎月の給与から税額を引けない） ▶ 普通徴収を希望する事業専従者 ▶ 退職者・退職予定者（令和 2 年 5 月末日まで）

■ 退職者の異動届の提出について

従業員が退職した場合は給与支払報告書と特別徴収済月を確認するため、必ず異動届を提出してください。

☎ 課税課 ☎ 983・2626

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

12月は
地球温暖化防止月間です

地球温暖化の原因である温室効果ガスを抑制するために、私たち一人一人が家庭でできる身近なことから取り組みましょう。まずは、暖房時の室温を20℃にして過ごす「ウォームビズ」から始めてみませんか？

【ウォームビズのポイント】

▶マフラー、手袋、レッグウォーマーなどを活用して3つの首をあたためる▶湯たんぽ、ひざ掛け、ストールなどを活用する▶鍋でからだも室内もあたためる▶お家で一つの部屋に集まって他の部屋の暖房や照明は消す▶窓やドアからあたたかい空気を逃がさないように工夫する(カーテンやブラインドを閉める・断熱シートを張るなど)▶入浴でからだを芯からあたためる▶日常の中に運動を取り入れて、血行を促進し新陳代謝を高める

☎環境政策課 ☎ 983・2647



情報

国民年金
保険料免除の申請を

失業して収入が少ないなど、国民年金保険料を納められないときは、保険料の免除申請をご利用ください。承認された期間は、障害・遺族基礎年金の納付要件に加算され、老齢基礎年金にも一定額が反映されます。※一部免除の場合は2年以内に保険料の一部納付が必要。

※申請月からさかのぼって2年1カ月前まで申請可。

☎保険年金課、三島年金事務所

持①年金手帳または国民年金保険料納付書

②認め印

③申請期間の直近に失業している場合…雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し

☎三島年金事務所 ☎ 973・1166

☎保険年金課 ☎ 983・2606

情報

特別警戒と交通安全運動
年末はお気をつけて

三島警察署では、12月15日(日)から31日(火)まで、年末の事件を未然に防止するため、「年末特別警戒」を実施します。被害に遭わないよう自ら防犯対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

〈防犯対策例〉

- ①振り込め詐欺 電話でお金のお話をされたら詐欺を疑う。少しでも怪しいと思ったら、家族や警察に相談！
- ②乗り物盗 乗り物には鍵をかける。自転車・オートバイは自宅でもツーロック！

☎三島警察署 ☎ 981・0110

12月15日(日)から31日(火)年末の交通安全県民運動

日没時間が早い冬は、交通事故の危険性が高くなります。ドライバーは早めにライトを点灯するとともに、歩行者は反射材を身につけるなど、交通事故防止に努めましょう。

☎地域協働・安全課 ☎ 983・2701

情報

12月1日(日)からお住まいの地域の
民生・児童委員交代

民生委員・児童委員(主任児童委員)とは地域の皆さまの相談に応じ、関係機関への連絡など、社会福祉の増進に努めています。各委員には守秘義務があり、相談内容や個人情報漏れることはありません。お住まいの地域の民生委員を知りたい場合は、福祉総務課へ。

交代地域▶加屋町、三好町、中田町北、富田町、沢地、富士見台東区、富士ビレッジ北西、芙蓉台3丁目、小山押切、並木、中、夏梅木、山田、小沢、元山中、笹原、中島、北沢、八反畑、新谷

一部交代地域▶緑町、寿町、本町、文教町2丁目、東本町2丁目、日の出町、南二日町、加茂川町、若松町、加茂、壱町田、光ヶ丘一丁目、徳倉、幸原町1、2丁目、萩、三恵台、梅名、東大場1、2丁目、多呂、安久、藤代町、長伏、御園

※主任児童委員も一部変更があります。

☎福祉総務課 ☎ 983・2610



申込時の【基本事項】 ①事業名②郵便番号・住所③電話番号④参加者全員の氏名(ふりがな)、人数、年齢、⑤返信用あて名(往復はがきの場合)